



大学発ベンチャーの現況と ベンチャー数増加への取組み

相原 学

(秋田大学 未来研究統括機構 特任准教授URA)

1 大学発ベンチャーの現況

「大学発ベンチャー」の定義は幾つかあるが、一般に大学の研究者（教職員・学生）による特許や新技術を事業化する目的で新たに設立されたベンチャー企業など、大学との関係が深いベンチャー企業をいう。

(1) 全国の状況

経済産業省HP「大学発ベンチャー」の資料によると、全国の大学発ベンチャー数（以下、「ベンチャー数」）は2024年度（2024年10月末時点）で5,074社に達し、前年度から786社の増加となり、企業数および増加数は過去最多を記録した（図表1）。

全国のベンチャー数は2000年度から前年度比増加数が100社を超えるなど増加傾向が顕著となり、その後2008年度には一段落したものの、2017年度から再び増勢が強まり2024年度に至っている。このようにベンチャー数が増加基調で推移してきた背景には、大学の役割に対する社会の期待の変化、すなわち「教育と研究」のみならず「研究成果の社会還元」を求める機運の高まりがあると考えられる。そして、実際にベンチャー数増加の大きな原動力となってきたのは、ベンチャー設立を後押しする政策の存在である。例えば、2017年度からの増勢は2016年6月の「日本再興戦略」閣議決定による「イノベーション・ベンチャー創出力の強化」等の諸施策が契機となった。

図表1 大学発ベンチャー数の年度別推移

(単位：社、%)

年度	大学発ベンチャー数	前年度比増加数	前年度比増加率
1995	112	15	15.5
1996	130	18	16.1
1997	165	35	26.9
1998	215	50	30.3
1999	294	79	36.7
2000	420	126	42.9
2001	566	146	34.8
2002	747	181	32.0
2003	960	213	28.5
2004	1,207	247	25.7
2005	1,430	223	18.5
2006	1,627	197	13.8
2007	1,755	128	7.9
2008	1,807	52	3.0
2009	データなし	-	-
2010	データなし	-	-
2011	データなし	-	-
2012	データなし	-	-
2013	データなし	-	-
2014	1,749	-	-
2015	1,773	24	1.4
2016	1,846	73	4.1
2017	2,093	247	13.4
2018	2,278	185	8.8
2019	2,566	288	12.6
2020	2,905	339	13.2
2021	3,305	400	13.8
2022	3,782	477	14.4
2023	4,288	506	13.4
2024	5,074	786	18.3

資料：経済産業省HP「大学発ベンチャー」の掲載資料を基に筆者作成（以下、図表3まで同じ）

(参考) 2024年度における前年度比増加数の内訳は、新規設立357、昨年度まで未把握575、大学発ベンチャーでなくなった企業▲62、解散等▲84である。

(2) 大学別のベンチャー数

2024年度における大学別のベンチャー数をみると、上位10大学は大都市の大規模大学がほとんどを占めている（図表2）。一方、東北地方の大学は各県から1～2校が100位以内に食い込んでいるものの、7位の東北大学を除き、上位とのベンチャー数の差は大きい。

(3) 都道府県別のベンチャー数

2024年度における都道府県別のベンチャー数をみると、上位には大都市を抱え大学数も多い都道府県が名を連ねている（図表3）。特に、東京都は2位以下を大きく引き離しての1位となっているだけでなく、ベンチャー数も全体の39%を占めるなど、ここにも「東京一極集中」がみられる。

東北各県の順位は上位、中位、下位に分散しているが、秋田県（33位）から青森県（41位）まではベンチャー数に大きな差は出ていない。

2 ベンチャーとスタートアップ

近年は「スタートアップ」という言葉をよく聞くようになった。一般にスタートアップとは、「新しい技術やビジネスモデルを中核とした新規事業により急速な成長が見込める企業」をいい、本来、ベンチャーとは異なるものである。しかし、「大学発ベンチャー」と「大学発スタートアップ」がほぼ同義語として使われるケースが多くなってきており、これは特許や新技術の事業化が多い大学発ベンチャーは元々スタートアップ的な性格が強かったためと考えられる。

2022年11月、政府は2022年をスタートアップ創出元年と銘打ち、「スタートアップ育成5か年計画」を策定した。この計画は、スタートアップを「社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する、まさに『新しい資本主義』の考え方を体現するもの」と位

図表2 大学別のベンチャー数（上位10大学および東北地方の100位以内の大学）

（単位：社）

大学名	2024年度	
	ベンチャー数	順位
東京大学	468	1
京都大学	422	2
慶應義塾大学	377	3
大阪大学	298	4
筑波大学	264	5
東京理科大学	226	6
東北大学	222	7
東京科学大学	187	8
早稲田大学	166	9
立命館大学	160	10
・	・	・
・	・	・
・	・	・
会津大学	44	27
山形大学	15	55
弘前大学	11	64
秋田大学	9	73
東北芸術工科大学	7	82
秋田県立大学	6	90
福島県立医科大学	6	90
岩手県立大学	5	98

- （注）1 順位は1社以上の大学発ベンチャーを有する183大学（短大、高専を含む。）中のもの。
 2 ベンチャー数は経済産業省の定義に基づくため、大学公認ベンチャー数と異なる可能性がある。

図表3 都道府県別のベンチャー数（上位10都道府県および東北5県）

（単位：社）

都道府県	2024年度	
	ベンチャー数	順位
東京都	1,936	1
大阪府	384	2
京都府	305	3
神奈川県	261	4
愛知県	193	5
北海道	165	6
福岡県	162	7
茨城県	140	8
宮城県	136	9
兵庫県	121	10
・	・	・
・	・	・
・	・	・
福島県	49	19
山形県	34	23
秋田県	19	33
岩手県	15	37
青森県	14	41

置づけ、スタートアップへの投資額を5年で10倍にすることを目標の一つとして掲げている。既述のとおり2024年度のベンチャー数および増加数は過去最多となるなど、この政策の効果は着実に現れており、今後もベンチャー数の増加につながっていくであろう。

3 秋田大学発ベンチャーの状況

ここで、秋田大学発ベンチャーの状況を紹介する。秋田大学発ベンチャーは、第1号の認定が2013年12月5日であり、前掲図表2のとおり2024年度で9社を数える。この9社の法人形態は株式会社などの営利法人が6社、非営利法人が3社となっている。

営利法人6社の事業内容はサービス業が4社、製造業が2社であり、さらにサービス業の4社のうち「バイオ・ヘルスケア・医療機器」分野が3社を占める一方、全国的に比率が高い「IT（アプリケーション・ソフトウェア）」分野はゼロとなっている。IT分野は引き続き成長が見込まれる有望分野であり、秋田大学では本年4月に情報データ科学部が新設されたことから、今後、IT分野の大学発ベンチャーが早期に誕生することを期待したい。

4 大学発ベンチャーの認定と支援

多くの大学が「大学発ベンチャー」の認定制度を設けており、認定を行った場合は特別な支援を行っている。

秋田大学の事例は図表4のとおりであり、条件を満たす企業を認定審査により秋田大学発ベンチャーと認定し、企業として活動するための場所の提供、研究設備等の安価な利用、大学保有特許権を活用する事業の優遇など多くの支援メニューを用意している。

図表4 大学発ベンチャーの認定と支援の事例

=== 秋田大学の事例 ===

【大学発ベンチャーの定義】

1. 本学の教職員又は学生を発明人とする特許を基にした起業の場合
2. 本学で達成された研究成果又は習得した技術等を基にした起業の場合
3. 本学の教職員又は学生（本学を退職、卒業又は修了（以下「退職等」という。）した者で、退職等から設立までの期間が3年以内の者を含む。）が設立者である等、その設立に深く関与のある起業の場合で、本学における国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第5号に定める業務（注）の遂行に寄与するものとして本学が認めた場合

【大学発ベンチャーの認定方法】

認定審査による認定

【大学発ベンチャーのメリット】

1. 事務室又は研究室として本学内のスペースの貸与を受けることが可能。
2. 貸与したスペースについて、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記が認められる。
3. 研究設備等の利用について優遇を受けることが可能。
4. 特許を基にした共同研究開発について、本学が第三者に一定期間、当該特許権の実施許諾を行わない。
5. 事前承認を条件に再実施権付の実施許諾を認め、一定期間、当該特許の優先的实施を認める。

資料：秋田大学未来研究統括機構イノベーションオフィスHP

（注）国立大学法人法第22条第1項第5号に定める業務は、「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」と規定されている。

5 ベンチャー数増加への取組み

ベンチャー数の増加に向けて、各大学は様々な取組みを進めている（図表5）。そこで、どのような取組みがベンチャー数増加に効果的なのか考察してみたい。

図表5の取組みは、それらの効果を数値化できないものが多いほか、数値化が可能でも分析に必要な同時期かつ一定数のデータの入手は難しい状況にある。このため、①それらの取組みとの関係が深く、②同時期かつ一定数のデータが存在し、③効果が比較的大きいと予想される次の4点について効果の検証を試みる。

- 1 研究者数
- 2 産学官連携推進部門の実務担当者数
- 3 起業支援U R A数
- 4 研究資金

検証にあたっては、文部科学省「令和5年度大学等における産学連携等実施状況について」（1,049大学等から回答）のデータを活用し、上記4点とベンチャー数のデータによる散布図（※）を作成し検討を加えた。なお、現状のベンチャー数は過去の取組みによる効果の集大成であり、上記4点のデータも過去のものを使用すべきであるが、効果を及ぼすまでの時間を特定できないことから、次善の手段として直近データを使用するものである。

※散布図は主に2つの変数間の相関関係を把握するためのものであるが、本稿では上記4点とベンチャー数との間にみられる傾向やデータの分布状況を把握するために作成した。

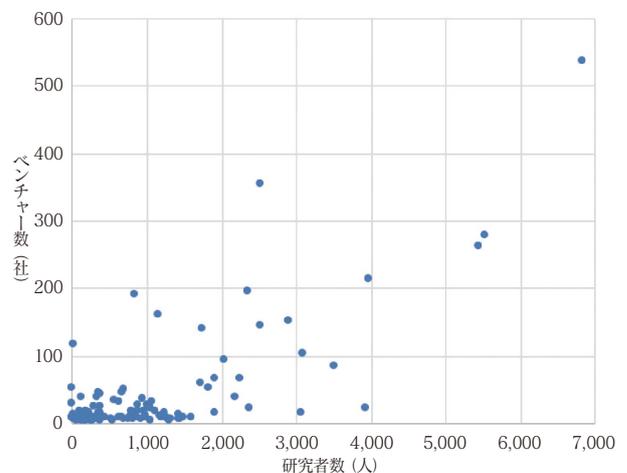
（1）研究者数

ベンチャー数と研究者数のデータによる散布図をみると、研究者数の増加がベンチャー数の増加につながる傾向が認められる（図表6）。また、研究者数が500人以下と1,000人前後の2箇所に大きな集団が存在し、両集団の研究者数には大幅な差がありながらベンチャー数は約50社が上限となっていることは興味深い。

図表5 各大学のベンチャー数増加への取組み

● 研究者
研究人材の育成
アントレプレナーシップ教育の実施
起業家精神の醸成
● 産学官連携推進部門
部門人員の拡充
共同研究、受託研究等の推進・管理
知的財産権の管理・活用
起業等相談窓口の設置
U R A等の伴走支援
外部の公募型研究資金の獲得支援
研究シーズの蓄積・活用
外部組織・機関との連携
外部専門人材の活用
● 起業等支援
事業化のためのG A Pファンドの活用支援
大学発ベンチャーへの出資
大学発ベンチャー向けV Cの設立
メンター（指導・助言者）制度の運用
アクセラレーションプログラムの実施
外部人材（経営者等）の紹介
販売先等のマッチング支援
国際展開の支援
● 起業環境整備
学内規程等の整備
大学発ベンチャー認定制度の運用
インキュベーション施設の整備・運営
研究設備・機器の利用環境整備
● 政策
制度創設・法整備による起業等支援
助成金・公募型研究資金の拡大

図表6 ベンチャー数と研究者数のデータによる散布図



資料：文部科学省HP「令和5年度 大学等における産学連携等実施状況について」の掲載データを基に筆者作成（以下、図表9まで同じ。）

（注） 1 ベンチャー数は令和6年3月31日時点の大学等発ベンチャー企業の数
2 企業数5社以上の105大学等を対象

(2) 産学官連携推進部門の実務担当者数

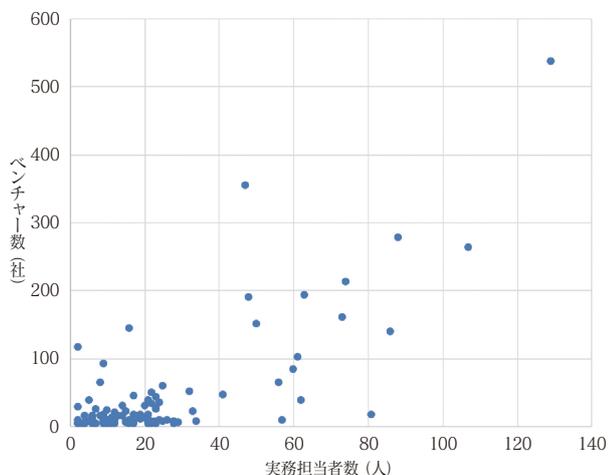
産学官連携推進部門は、共同研究や受託研究の推進・管理、特許権等の知的財産権の管理・活用等のほか、ベンチャー起業支援を所管することが多く、その充実度は所属する実務担当者数をもって評価できると考えられる。

ベンチャー数と実務担当者数のデータによる散布図をみると、実務担当者数の増加がベンチャー数の増加につながる傾向が認められる(図表7)。ベンチャー起業は、共同研究などによって研究を進め、研究完成後は知的財産権を確保し、様々な準備を経て会社を設立するというステップを踏むが、それらを強力に支える産学官連携推進部門は、ベンチャー数増加に大きな役割を果たしていることが分かる。

(3) 起業支援URA数

URA (University Research Administrator、研究マネジメント人材) は、研究資金の獲得支援、研究推進支援、研究戦略の企画・立案支援のほか、産学官連携支援、ベンチャー起業支援などを担当し、業務内容は多岐にわたる。このため業務内容ごとにURAを配置する大学等も少なくないが、中でもベンチャー起業に計画段

図表7 ベンチャー数と産学官連携推進部門の実務担当者数のデータによる散布図



(注) ベンチャー数5社以上の105大学等を対象

階から深く関与し、起業後も様々な支援を行う起業支援URAは、起業を志す研究者にとって非常に頼りになる存在である。

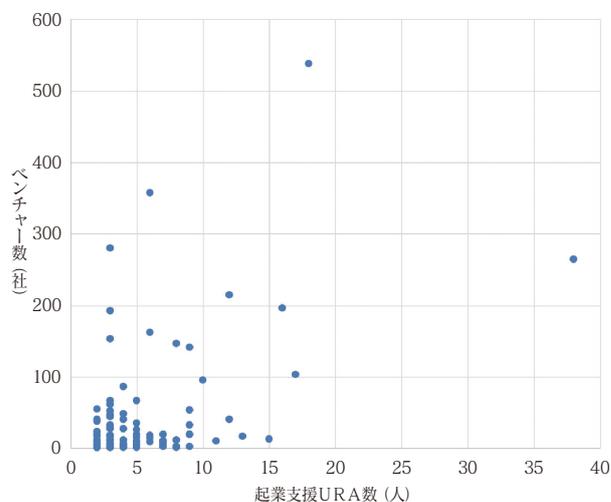
ベンチャー数と起業支援URA数のデータによる散布図をみると、起業支援URA数の増加が必ずしもベンチャー数の増加につながっていない(図表8)。これは、両者の関係が弱いためではなく、URAの増員は人件費などの面から抑制されやすく、必要性が高くても実現しにくいと考えられる。図表8をみても、ベンチャー数100社以下、起業支援URA数10人以下の領域に大半の大学等が入っており、増員が難しい中で効率的な人材運用に腐心していることがうかがえる。

(4) 研究資金

研究を進めるためには、物品費(研究開発設備・機器、材料、試薬等)、旅費、人件費・謝金、外注費、通信運搬費など広範囲にわたる多額の研究資金が長期間必要であり、その調達には研究者にとって最優先課題の一つとなっている。

大学等から交付される研究資金が十分ではないことが多いため、研究者は外部の公募型研究資金の獲得へ精力的に取り組んでいる。また、

図表8 ベンチャー数と起業支援URA数のデータによる散布図

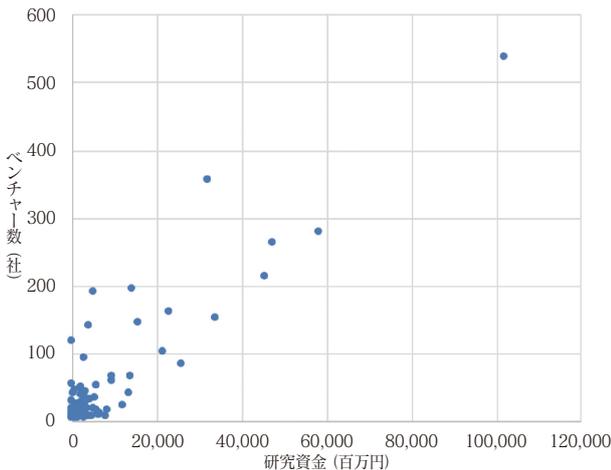


(注) 起業支援URA数2人以上の132大学等を対象

民間企業等と共通の研究テーマに取り組む「共同研究」、民間企業等からの特定の研究テーマに取り組む「受託研究」に加え、未承認の薬・医療機器を用いて国の承認を得るために行われる「治験」による研究資金の受入にも積極的に対応している。

ベンチャー数と研究資金のデータによる散布図をみると、研究資金の増加がベンチャー数の増加につながる傾向が鮮明に認められる（図表9）。ベンチャー起業の前提として研究の完成があり、研究を完成させるためには研究資金の十分かつ長期的な確保が必要不可欠であることが分かる。

図表9 ベンチャー数と研究資金のデータによる散布図



(注) 1 研究資金は外部資金（科研費等）、共同研究、受託研究および治験費等の受入額の合計額
2 ベンチャー数5社以上の105大学等を対象

(5) まとめ

ベンチャー数増加に効果的な取組みを検証してきたが、最も効果が大きいものは研究資金の拡大であるとの示唆が得られた。しかし、研究資金の拡大、特に外部の公募型研究資金の獲得増加は、競争の激しさなどから増加はもとより長期間にわたる安定的な確保は容易ではない。また、多くの大学等が厳しい財政状態に置かれている現状では、研究者は無論のこと産学官連携推進部門の実務担当者や起業支援UR Aの増

員も実現には大きな困難が伴う。

このような厳しい状況の中でベンチャー数増加をはかっていくためには、限りある学内資源を有効に配分・活用し、成果につなげていくことが従来以上に重要となる。特に、起業に対する研究者のマインド向上につながる取組みはますます重みを増していくであろう。具体的には、前掲図表5にある「アントレプレナーシップ教育の実施」、「起業家精神の醸成」、「メンター（指導・助言者）制度の運用」などが挙げられ、いずれも財政負担は比較的少額だが大きな効果を期待できる取組みである。さらに、個々の取組みの質を絶えず上げていくことも求められる。

実際、ベンチャー数増加に効果的な取組みの検証を進めた際に、規模や立地条件が類似し、取組みの内容もほとんど変わらない複数の大学等の中で、ベンチャー数に大幅な差が生じているケースが多くみられた。したがって、研究者のマインドや個々の取組みの質という「目に見えない部分」も、ベンチャー数増加の大きなカギになると考えられる。

参考文献・資料

- ・ 経済産業省HP「大学発ベンチャー」(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/start-ups.html、閲覧日2025年6月30日)
- ・ 秋田大学未来研究統括機構 イノベーションオフィスHP (<https://www.akita-u.ac.jp/crc/>、閲覧日2025年6月30日)
- ・ 文部科学省HP「令和5年度 大学等における産学連携等実施状況について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1413730_00004.html、閲覧日2025年6月30日)